

産廃第1068-2号
令和3年2月9日

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
会長 小林 増雄 様

埼玉県環境部産業廃棄物指導課長 山井 毅



「平成31年3月26日付け産廃第1424-2号『産業廃棄物処理業の許可事務について（通知）』に関するQ&A集の追記について（通知）」

標記の件につきまして、令和元年8月15日付けで、「平成31年3月26日付け産廃第1424-2号『産業廃棄物処理業の許可事務について（通知）』に係るQ&A集」を通知したところですが、当該Q&A集を作成後、「2 製品等を機械的な施設を用いて中間処理する場合の取扱い」を適用した新たな事例がありました。

関連する許可事務についての運用を円滑にするため、本事例の許可審査における取扱いの解釈をQ7及びQ8としてQ&A集に追加しましたので送付します。

なお、従前のQ7、Q8はそれぞれQ9、Q10とし、新たにQ7及びQ8を追加するもので、その他の修正はありません。

担当：審査担当 鶴谷、靄田
電話：048-830-3121